

令和5年第5回大玉村議会定例会会議録

第4日 令和5年9月14日（木曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 館下 憲一	2番 渡邊 初治	3番 菅原 貴子
4番 渡邊 啓子	5番 斎藤 信一	6番 松本 昇
7番 本多 保夫	8番 佐原 百合	9番 鈴木 康広
10番 須藤 軍蔵	11番 武田 悦子	12番 押山 義則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長	押山 利一	副 村 長	武田 正男
教 育 長	渡辺 敏弘	総務部長 兼総務課長	押山 正弘
住民福祉部長	作田 純一	産業建設部長	菅野 昭裕
政策推進課長	鈴木 真一	税務課長	菊地 健
住民生活課長	後藤 隆	健康福祉課長	安田 春好
産業課長	藤田 良男	建設課長	杉原 仁
環境保全課長	伊藤 寿夫	会計管理者 兼出納室長	菊地 美和
教育総務課長	橋本 哲夫	生涯学習課長	渡辺 雅彦
農業委員会 事務局 長	神野藤 浩和	代表監査委員	甲野藤 健一

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

総括質疑（令和4年度歳入歳出決算認定議案に対する質疑）

議案第60号 令和4年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 令和4年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 令和4年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 令和4年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第64号 令和4年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議案第65号 令和4年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第66号 令和4年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第67号 令和4年度大玉村水道事業会計決算認定について
令和4年度歳入歳出決算認定議案（議案第60号から議案第67号まで）の委員会付託

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会議務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、鈴木裕也

一般質問者目次

1.	11番	武田悦子	P. 75～
2.	9番	鈴木康広	P. 85～

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） おはようございます。

ご苦勞さまでございます。会議に先立ち、申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影しますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日、9月14日は総括質疑のため、代表監査委員、甲野藤健一君に出席を求めています。

本日、傍聴に後藤吉男さんが見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第1、一般質問を行います。

11番武田悦子君より通告がありました「子どもたちの育ちの環境をどう支援していくのか」ほか2件の質問を許します。11番。

○11番（武田悦子） おはようございます。

11番武田悦子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告いたしました3点について、一般質問を行います。

最初の質問は、子どもたちの育ちの環境をどう支援していくのかについてです。日本の人口は、2008年の1億2,808万人をピークに、これ以降人口減少に転じています。2022年10月1日の時点では、1億2,494万6,789人となり、300万人以上人口が減少しています。子どもの数からいえば、さらに深刻で2022年に生まれた赤ちゃんの数は、79万9,728人で1899年の統計開始以来、初めて80万人を下回りました。これは、政府機関の推計より10年ほど早いペースで少子化が進んでいることとなります。出生数の低下は、コロナ禍の影響もあるようですが、コロナ以前から低下は始まっていました。この要因はどこにあるのか。今の生活や将来への不安が挙げられています。政府などの調査では、「教育費にお金がかかるから子どもは産めない」、「1人にとどめている」、この答えが最も多いということです。この状況から見れば、子育て世代への経済的負担を軽減していくことが求められます。

そこで、初めに学校給食費の無償化です。憲法26条で義務教育は無償とされていますが、小中学校に係る経費には、様々なものがあります。その中で、保護者負担が大きいのが学校給食費です。昨日の同僚議員の一般質問に教育長の答弁でも述べられていたように、給食は学校給食法で「児童生徒の心身の健全な発達に資するもの」、

「食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものである」とされており。まさに、給食は教育の一つであるということだと思います。

県内では、今年の6月の時点で29の自治体が無償化に取り組んでいます。59市町村のうち、51の自治体で全額、または一部補助に取り組んでいます。今年23年から無償化に取り組んだ自治体が6市町村もあります。支援の流れは確実に無償化に向かっています。大玉村は現在半額補助ですが、子育て世代を支援するため、思い切って無償化に取り組むべきと思います。考えを伺います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えいたします。

趣旨はそのとおりだというふうに考えております。ただ、前にも述べましたが、国のほうの異次元の子育て支援の策が決まらなないと、村の方策もそれ今現時点では決められない状況があります。国が打ち出して、最初給食費も補助するというようなことが打ち出されました。その後、その給食費の言葉が消えているというのがありますが、まだ期待はしているところですが、それとは別に子育て支援策の中に、後年大玉村にとって非常に大きな負担になる項目が入っております。まだ確定していないので、具体的には述べることはできませんが、大玉村が今まで取ってきた政策を続けていくのが困難なような政策が入っておりますので、その辺を見極めないと、恒久的財源というふうになりますので、すぐに来年から実施するというようなことはなかなか難しいかなというふうに考えております。まずは国の子育て支援策をしっかりと見極めて、その上で判断をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 国の支援策、確かに学校給食費の無償化というのが支援策の中に含まれていました、当初。それがいつの間にか消えてしまって、そのほかに様々な支援策出されていますが、村長のおっしゃることも理解できるわけですが、ずっとこの先も引き続いて恒久的な財源、それも確かに分かるところではあります。この財政の点からいえば、今議会で出されているように大玉村の財政、大変健全な状態にあるというふうに理解しています。基金も決算書から見れば、財政調整基金10億円を超え、一般会計の基金の総額が23億円を超えています。これは、村長をはじめ職員の頑張りで健全財政、維持できていること、そのことは大変すばらしいことだというふうに理解しています。今現在、給食費にかかるお金、半額で2,500万円、これだけの健全財政を維持している大玉村に、あと2,500万円の負担できないわけではないというふうには思っておりますが、ぜひ無償化にかじを切るべき、そのように思っております。この財政の面からどのように考えるのか伺います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

無償化に向かっていくことは、方向性としては前にも言ったとおり、そのように考えておりますが、今、国のその子育て支援策の中に先ほど言いましたように、大玉村

の将来の財政を左右するような計画が入っておりまして、これは村が負担をすると大変大きいものがあります。やはりその辺も財政運営上、見極めないと来年から即無償化をしますということは、今議会では申し上げられないという趣旨ですので、流れとして当然無償化というのは、しなければいけないというふうには考えております。それがあとは、その辺の見極めをしながらいつからやるかという問題になろうと思いません。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） この給食費の補助、村長おっしゃっているように、国が支援をすれば何の問題もないわけであります。この国の支援、さらには県の段階でも支援をしていくこと、これが本当に必要だというふうに思っています。国・県で支援をすればこの自治体間の格差がなくなるわけで、子どもたちがいつでもこの自治体に住んでも安心して給食を食べることができる、こういうわけですから、やはり国・県の支援をしっかりと求めていくことが、今、本当に必要なことなんではないかなというふうに思っているところです。これらについては、どのように考えていらっしゃるのか伺います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

これは町村会としても、子育て支援の中で給食費についても、いつの間にかちょっと消えてしまったところありますので、期待も大きいので、当然町村会としても要望はするようになるというふうに考えております。

基金の問題については、あれは将来、今大きな事業を今後抱えておりますので、その辺に向けての財政を圧迫しないように、今やっている事業は下げないよというか、後退しないように長くやるために、今頑張って基金を造成してきたということで、これは恒久財源に振り向けるというのは、財政運営上は少し難しいかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 流れとして方向性としては、無償化に向かっているというわけですから、国・県の支援も求めながら、一日も早く大玉村でもこの無償化が実現されること、これを願っております。また、次の段階でも同じように求めていくかというふうにも思いますが、よろしく願いをいたします。

次に、保育所の入所基準の緩和、さらには一時預かりについて伺います。保育所の利用には、保護者の労働の実態や疾病など保育に欠けるという条件が必要です。一方、国はこども誰でも通園制度を2024年度からの本格実施、これを見据えているところもあります。入所基準をなくすということで、親が働いていてもいなくても保育所を利用できるというものですが、現実の問題として、今の保育所の状況でこの制度を実施することができるのか、できないとすればどこに課題があるのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

議員さんご指摘のとおり保育所の入所に当たりましては、保護者の就労状況そういったところで課題というところ、また、保育所の定員、保育所の職員の配置といったところで課題があるかなというふうに今感じてはいるところではございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 現在の保育所の定員並びに入所者数を教えてください。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

保育所の定員につきましては、全体で150人というところでございます。ゼロ歳児が27人、1歳児59人、2歳児64人、合わせて150人といったところでございます。古い数字、5月の数字になってしまいますが、全体として119人、ゼロ歳が15人、1歳が41人、2歳が63人、119人というのは、すみません5月の話でございますが、そういった数字でございます。なお、担当の話によりますと、9月末にはゼロ歳児は定員に達する予定だというふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） まだ定員には空きがある。ゼロ歳児の部分は埋まってしまうようですが、やはり職員の問題が大きいのかなというふうに感じているところです。先ほど来、村長がおっしゃっている国の支援策の大きな部分もここに関わる部分なのかなというふうにも思うところではありますが、この保育所の問題なかなか難しい問題があると思っておりますが、この保育所、現在119人が利用されている、さらに一時預かりも村の保育所では行っておりますが、1日当たりどのぐらいの子どもを預かることができる状況になっているのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

一時預かり、1日当たり3人というふうなことで進めております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） この3人という数字ですが、毎日預かることが可能なかどうか、改めて伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

一時預かり3人ということでございます。3人毎日預かれる状態ではあるというふうには認識してございますが、保育所を利用されていない子どもさんの預かり、そういったところについては、なかなか難しい状態であるというふうには聞いてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 保育所を利用していないお子さんが一時的に利用するわけですから、一時預かりは。1日3人ずつ預かれるようになってはいるが、現場の皆さんの話を伺うと、初めて保育所に連れてこられた子ども、大変な状況になって、なかなか先生方の負担が大きいという話も伺っています。

その一方、保護者にとってこの一時預かりというのが大変ありがたい制度でもあります。保護者、いろんな用事もありますし、そういう中で誰かに子どもを預けていかなければならない状況もあります。さらには、毎日24時間子どもと一緒にいるわけですから、ちょっとしたことでやっぱり行き詰まる、そういう状況も保護者の中にはあります。この一時預かりそのものを本当は保護者の息抜き、ちょっと休める、そういう利用の仕方もできればいいなというふうに思っていますが、現在は多分何かちゃんとした理由がないと預かってもらえない状況なのかなというふうにも思っています。

この一時預かり、村ではファミリーサポートセンター、ここでも一時預かりを行っています。なかなか連携がうまくいっていない状況というのもお話としては伺っているので、保育所とファミサポが連携をしながら一時預かりの体制を強めていく、このために村が支援をしていくということが必要なのかなというふうに思っているんですが、そこはどのようにお考えですか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

11番議員さんおっしゃるように、前にも議員さんから話は伺って、なかなか連携がうまくいっていないんだということは伺っています。今後につきましては、社会福祉協議会、そして村とよく話し合いをしながら、連携取れるような体制に取っていただければというふうに進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 子どもたちを支援する、その前段にやっぱり保護者の皆さんをどう支援していくのかというのがありますので、息抜きをする、仕事をしていないからこそ、大変な場面というのが子育てをする小さい子どもを育てて、毎日一緒にいる親御さんにとっては、本当に大変な状況があります。そこもしっかりとつかみながら、新たな形を進めていっていただきたいというふうに思います。

次に、子どもたちの居場所づくりについて伺います。この場合の子どもたちは、小さい子どもではなく、もう少し年齢の上がっている子どものことを想定しておりますが、大玉村では、放課後子ども教室、さらには児童クラブ、多くの子どもたち利用しております。この放課後児童クラブ、保護者のいない放課後の時間を安心して過ごせる場所、子ども同士触れ合いながら勉強もし、様々な授業にも取り組む、そういうふうに理解もしておりますが、その一方で、放課後家で過ごす子ども、これも多くいます。その放課後家で過ごしている子ども、昔なら近所に友達がいって一緒に遊ぶ、必ず

家に誰かがいてしっかりと目配せ、気配せをしてくれる、そういう家庭が多かったわけですが、現在は、放課後子どもだけで過ごす時間があるという家庭も多いと思っています。そんな中、地域の皆さんが気軽に立ち寄れる場、学習のスペースとして開放されております「まちなかふれあいかよい路」、ここを利用して地域の方が子どもたちの居場所づくり、このために「ナカホーム」というものを開設しております。利用している子どもたちは、この日を「ナカホーム」のある日を楽しみに来ているというふうにも聞いております。子どもたちが自由に過ごせる場所、いつ来てもいい場所、そんな場所が村にもっとあったらなというふうに思っているところです。

また、県内の自治体では、放課後を安心して楽しく過ごせ、食事も提供する、そのような場所もございます。親の働き方、本当に多種多様になっております。子どもたちの生活スタイルというのも本当に様々になっております。安心して子どもたちがいれる場所、そういう場所が今、必要なのかなというふうに思います。大玉村でも子どもたちの居場所づくり、これに取り組むべきというふうに思いますが、考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

11番議員さんご指摘のとおり、現在空き店舗を利用した施設、週に1回保護者ボランティアの協力の下に、近所の小学生が勉強などに集まる場となっていることは、承知してございます。子どもたちの居場所づくりにつきましては、地域住民の理解、そしてNPOや地域ボランティアの協力が不可欠であるというふうに考えております。また、活用できる建物も含めまして、村内に適したところがあるかということも検討していかなくてはならないなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） しっかりと検討して、早い段階でそれこそ方向性を決めていただいて、大玉村の子どもたち、地域でみんなで支えるわけでありますから、村が主導的な役割を担ってそういう場所を確保していく、そのために取り組んでいただきたいというふうに思います。

この項目最後になります。ヤングケアラーの問題です。ヤングケアラーの実態についても、アンケートなど調査の取組が進められています。福島県でもこのアンケート調査行われてきましたが、この調査結果を受け、村内での状況どのように捉えていらっしゃるのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

調査の結果を受けまして、調査の結果では、小学生児童、中学生生徒、高校生生徒ともに「複数名家族の中でお世話している人がいる」というふうな回答がございました。その方たち、そのままヤングケアラーということには考えづらいところではございますが、その結果を踏まえて関係機関との連絡を図りまして、必要に応じて専門機

関の協力を得ながら、さらなる実態の把握に努めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 県で行ったアンケート調査では、小学校で8%、高校生では全日制で4%、定時制、通信制では10%の子どもたちが「家族にお世話をしている」という回答をしているそうです。このヤングケアラーの問題、様々な角度からの支援が必要だというふうに思っています。お世話をしている相手が誰なのかによっても支援の形が違ってきます。それぞれの自治体でヤングケアラーの支援の取組、様々な進められていますが、先ほどの答弁にもありましたように、大玉村での支援体制、具体的に進められているのか、どのような形で進めていくのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

支援の状況ということにつきましては、今のところまだ進めていないというのが状況でございます。今後につきましては、地域回っておられます民生委員さんにご協力いただくなり、あとは学校と協力しながら教育委員会と連携しながら、支援の方法また検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） この問題についても何度も求めてきました。まず、実態を把握すること、そして支援の体制をしっかりとつくっていくこと。いわき市などでは、このヤングケアラーに特化したコーディネーターも配置されているようでありますし、郡山市などはヘルパーの派遣事業、ヤングケアラー対策として進められているという実態もございます。数の大小ではないと思います。このアンケートの調査の割合として、大玉村にも現実にいるヤングケアラーにどうやって支援をしていくのか、これはやはり大切なことでありますし、先ほど民生委員の皆さん、学校、教育委員会と連携してというお話もありました。さらに、介護の現場などにもケアマネージャー、包括、そういうところにもヤングケアラーに対する支援、これを進めるべきではないかという研修も行われております。様々な角度からこのヤングケアラーに対する問題、実態を把握しながら、しっかりと支援体制の構築を進めていっていただきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。大玉村では、人口が増え、活力ある村と評価されているようですが、実態はどうでしょうか。地域のコミュニティ、だんだんと希薄になっているのではないかと思います。地域のつながりを回復させていく取組、これは大変難しいことでもありますが、できる部分から進めていくということが重要ではないかと思っています。

そこで、まず地域の共同作業についてです。今年の夏、今年は特に暑く、道路脇の草が伸び放題になっています。地域の共同作業でも解消できない部分がたくさん見ら

れます。さらに、この共同作業、村が行うクリーンアップ作戦、このようなものもありますが、このクリーンアップ作戦そのものを知らない、こういう世帯も増えているのではないかと思います。村内の環境整備、これはこれまでの取組だけでなく、新たな取組が必要な時期に来ているのではないかと思います。これらについて、どのように考えていらっしゃるのか伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

クリーンアップ作戦、現在年に2回実施しております一斉美化活動につきましては、村内の環境美化、あるいは河川の環境維持に大きな成果を上げているというふうにご覧いただいております。今年度のクリーンアップ作戦の参加者は、集計は1,860人でありまして、これは組に加入されている世帯の比率でいきますと、85.5%の参加率でございます。また、全世帯に当てはめると60.3%の参加率となります。本年3月の一斉美化活動につきましては、1,780人の参加でありまして、組加入世帯の81.8%、全世帯の58.2%というふうな状況でございます。このような参加の状況でありまして、議員ご指摘のようにその地区の構成によっては、共同活動の維持が難しい地域も現れてきているのではないかとこのように考えておりまして、まずはやはり地域の組に加入するコミュニティの推進、これを図っていくのが極めて重要かと思っておりますが、これらの事業に関しましては、住民の皆様へ趣旨、目的をご理解いただくように、引き続き情報発信を継続して進めてまいりたいというふうにご覧いただくとともに、皆さんが参加できるような、あるいは必要とするような、そういった新たな取組というものに関しましては、様々な方からのご意見、ご提案をいただきながら、取組を検討してまいりたいというふうにご覧いただいております。

以上であります。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 全世帯からすると、約半分、4割から5割近くの方がこういうものに参加しない。中には、高齢化とかそういう様々な要件もありますが、それでもやはりこれだけの世帯の方が参加されない、それは知らないという実態にもつながっていくのかなというふうにも思っています。

今年、最も美しい村連合の環境を整える、そういう作業に取り組んでいらっしゃる方を表彰されるという事業もありますが、一人、二人の方、ある程度のこの既存の組織だけではやはり賄い切れない部分というのが大きくなっているのかなと思っております。

通学路を本当に毎日のように掃除されている方もいらっしゃいますし、道路の縁石の脇の土を剥いで、草が生えないように作業されている方もいらっしゃいます。そのような皆さんのこの努力、それを認めた上でしっかりと新しい取組、このコミュニティをつくっていく上でもそういう新しい取組、大変重要だと思うんです。その上でも、村が主導的な立場を取って、ワークショップであるとか、環境美化だけではなくて、いろいろな側面で様々な村づくりに関する意見を取りまとめる、そういう皆さん

んの意見を出してもらう、そういう場が必要なのかな。時間はかかると思うんです。一足飛びにできることではないというふうにも思っていますが、やはりこの村がコーディネートをしていく、そのことが重要ではないかなというふうに思っていますが、考えを伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 11番議員さんにお答えをいたします。

先ほどは、環境美化、あるいは河川環境というふうなところに焦点を当てたご答弁を申し上げましたが、今、議員ご指摘のように、環境美化だけではないというふうな村づくり全体の部分ということでもありますので、先ほども申しあげました様々な方からご意見、ご提案をいただき、あるいは庁内の関係課とも十分に協議しながら、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 庁内での協議というのは、すぐにでもできるわけですから、すぐにここにいらっしゃる皆さんがいろいろお知恵を出し合って、取組を進めていっていただきたいというふうにお願いをいたします。

最後の質問に入ります。高齢者などの健康を守る取組についてです。今年の夏、本当に例年にない暑さでありました。熱中症になった方、多かったと思います。2023年は、これまでで最も高温だと言われています。温暖化の影響により気温が上昇し、台風や集中豪雨など災害の発生につながっています。私たちが気候変動の抑制のためにできることは様々ありますが、その第一が家庭で節電することとされています。しかし、節電のためにエアコンを使用しないことは命に関わります。適切にエアコンを利用し、熱中症から身を守ることが大切です。この間、防災無線でもこの熱中症から身を守る取組を進めてください、暑いときは外に出るのを控えてください、そういう放送もございます。本当にこの暑さで命を奪われる、そういう事態が今発生しているわけですから、エアコンしっかりと使いながら、熱中症から身を守ることが大切だというふうに思っています。

では、エアコンの設置必要性は分かっているけれども、設置されていない家庭、どのくらいあるのか。特に、高齢者が熱中症で搬送されているということが増えている状況を見れば、高齢者世帯でのエアコン設置、重要だと思っています。高齢者への熱中症対策として、高齢者のみの世帯などへエアコン設置促進を目的に、費用の一部を助成する補助する自治体が増えています。県内でも福島市がこの9月議会に、エアコン設置支援に取り組むこと発表されています。ほかにも、喜多方市や天栄村、白河市でもこの取組が進んでいます。高齢者の健康を守る取組として、大玉村でもこの事業をつくるべきだと思いますが、考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

エアコン設置に対する自治体の助成につきましては、県内では私どもの調べでは、

喜多方市、それから相馬市、西郷村などそういったところで、65歳以上の高齢者世帯で住民税非課税世帯に設置費用の一部を助成しているというふうに承知してございます。今後も、地球温暖化の影響によります今年のような猛暑が続くということが懸念されますので、近隣市町村の状況も注視しながら、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） この暑さ、気温が高い、これは特別今年だけがということではなくて、もうずっと暑くなってきているわけで、またこの暑さは続くだろうという予想もされているわけです。今年はまだ暑い時期がだんだん終わりを迎えています、来年また暑くなるわけです。近隣自治体をいろいろ見ていただくのも結構ですが、村としての取組でございます。高齢者の皆さん、どう守っていくのか、早い段階で来年に向けて取組を進めていただきたいというふうに思います。

次に、同じエアコンの問題、車のエアコンでございます。社会福祉協議会で使用しているバスであります、2台ありまして、1台はかなり年数が経過しています。このバスのエアコン効きにくいという話が聞こえています。現状を把握していらっしゃるのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

社会福祉協議会に貸与しておりますマイクロバス、毎年の車検並びに3か月ごとの法定点検ということで実施をしております。安全で円滑な運行業務に努めるため、都度、不具合があれば修繕対応しております。今年は35度を超える猛暑日が続きました、車内の温度がかなり高くなっているため、始動当初なかなか冷えない状況にあるというふうに承知してございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 効きにくいというのは承知していらっしゃるかと。このバス、高齢者の送迎に使われる、さらには子どもたちのお迎えにも使われる。毎日運行しているバスですので、エアコンが効きにくい状況にあるとすれば、運転される方はもちろんですが、利用それに一緒に乗る皆さん、今年は大変だったろうなとつくづく思っております。この状況、3か月ごとに点検はしているというわけでございますが、これがほかのバスと比べて、どの程度違うのかなどという調査はされているのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

他のバスとの比較ということについては、実施してございません。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 社会福祉協議会では、村からの委託事業としてこれらの事業行わ

れているわけですから、環境面からも村がしっかりと支援をしていくべきというふうに思っています。このバスのことに関しても状況をしっかりと把握されて、本当に修理が、きちんとした根本的な修理が必要な状態にあるならば、村がしっかりと修理をしていただく、そのようにお願いをします。

この自治体の仕事、これは子どもから高齢者の皆さんまで、住民の福祉向上のためにあるというふうに思っています。皆さんに住んでよかったと言ってもらえる村づくり、このためにさらなる取組を進めていくことをお願いし、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、11番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

9番鈴木康広君より通告がありました「村内事業者の支援を求める」ほか1件の質問を許します。9番。

○9番（鈴木康広） 9番、鈴木康広です。

議長の許可をいただきましたので、村内事業者の支援を求めるほか1件の質問を行います。

新型コロナによる苦しみ、中小企業救済のためのゼロゼロ融資というのが実施されました。その返済が時期的にこの時期からその返済を迎えていく状況が新聞報道等いろいろな話題となっております。

今、コロナが5類になったことによって、経済の回復、これが国もしくは各自治体、もしくは民間事業者についても求められているところでございます。そのときに事業拡大するためには、運転資金、これが当然確保が必要となっております。その課題のために、村内事業者が継続すること、これは村のほうの税込確保の観点、また村民の生活圏の中に店があること、これがとても大切ではないかと思っています。

ぜひ、村内事業者の事業継続に必要な支援を求めるという観点からの質問であります。よろしく申し上げます。ゼロゼロ融資の返済は、早ければいつ頃から始まるか、また村内事業者からの相談はあるかを伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 9番議員さんにお答えをいたします。

新型コロナウイルス対策特別資金、いわゆるゼロゼロ融資でございますが、令和2年の7月に制度が開始されたわけでございますけれども、この制度、国・県の制度でありまして、融資限度額を超えないと村で件数は把握してございません。

したがって、令和2年度に関しましては、村で把握しておりますのが8件ございました。それから、令和3年度以降につきましては、村が利子と保証料を補助するという形になりまして、これらの件数について、令和3年度につきましては4件、令和4年度につきましては8件の融資があったということで、件数は把握してございません。それぞれに融資期間、あるいは据置き期間がございます。令和2年度におきましては、8件のうち据置き期間は1年もしくは据置き期間なし、令和3年度につきましては、4件全てが据置き期間なし、令和4年度につきましては、8件中7件が据置

き期間を設けないというふうな融資の実行であったことから、既に返済は実行されているというふうに考えてございます。

現時点におきまして、村内事業者からの相談につきまして、村としてはお受いたしておりませんし、商工会への相談につきましても確認いたしましたところ、同様にこの件に関しての相談は現時点ではないというふうな内容でございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） ありがとうございます。

報道等でゼロゼロ融資についての問題が大きく取り上げられていたんですが、実際、村内にはその形、要するに返済期間を延ばすとかというものがあまりないと。実質的には、先に負債を延ばすというふうな形の対応は取らなくても、事業継続ができていたということであれば、これは基本的にいいのかなと。当然借金をすればそれは返すのは当然なので、いろいろなその状況に応じて必要があれば、今言ったようなゼロゼロ融資の必要な返済期間の延長とか、もしくは利子補給期間のある程度の期間とかについても一緒だと思うんですが、今のところはそれが問題になっているような内容はそんなにはないのかなと、今知ることができました。

では、実際に各村内事業者については、飲食店もしくは物販店、いろいろ当てはまります。それ以外にも全ての事業者が多分コロナの5類変更以降、今年の年末にかけては飲食店、物販もしくは物流についてもその事業量が増えること、景気回復の影響を受けて事業量が増えること、結果として売上げを拡大することが多分見込んでいるというか、それを目的としているのではないかと考えます。

仕入れの増加が当然必要となりますので、運転資金の増加、これも必要になってくるんだと思います。それに対する支援策を伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 9番議員にお答えをいたします。

事業者の方々の運転資金、これに対応する支援策といたしましては、村が原資を出資いたしております大玉村中小企業経営合理化資金というものがございます。この資金につきましては、中小企業の方々の経営の安定を図るという目的で、金融機関と協調した融資制度でございまして、運転資金と設備資金に関する融資が対象としているところでございます。融資の限度額を500万円、融資期間10年以内というふうに設定しております、これに対する信用保証料の補助も行っているところでございます。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） ありがとうございます。

中小企業の合理化資金という形で500万円という金額、もしくは10年という期間、信用保証料等が場合によってはその対象となると、これを使うことがもしできれば、今言ったのは短期的な対応、運転資金は半年とか1年という形で考えていく場合が多いかと思うので、であれば十分可能なのかな。ただ、実際にその資金がどれくら

い実際にあるのかとも考えますと、今後それについても商工会に対するその相談の、動向を見ながら、考えていただければなと思います。

では次に移ります。エール券、これ実は大変好評を博していると思います。私も利用しておりますし、結構村内事業者、飲食店も含めて、村外の方が来たときもその場で店のほうで、実はこういう大玉村では事業を実施しています、使ってみませんかという形でその場で飲食の費用等が少し安くなるということ、これかなり村外の人についてもこういうのあるんだ大玉はと、自分の自治体もあればいいななんていう話を聞いたりしています。また、補正予算を今回計上されていて、それについてまた追加の検討がされているところについては大変うれしく思っております。

ただですが、エール券が飲食店で利用されてから実際にそれを申請して、口座に振込までの期間、その間というのは実質的に運転資金が減少するのではないかとちょっと考えています。1, 200円のもの売ったのに、1, 000円しかお金が入ってこない、それでは結局200円分その分のお金が実際には営業店舗のほうには、現金が足りなくなるのかなというふうな見方です。それに対する支援策があるかどうか伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 9番議員さんにお答えをいたします。

現在のエール券の利用実績の申請につきましては、当該月、例えば8月でしたらば8月1か月分、これを翌月の10日までに申請をしていただくということといたしておりまして、その口座振込に関しましては申請をされた月、8月分をまとめて、例えば9月5日に申請をしたということになりますと当該月の15日、さらに10日まででありますと25日前後に振込をしているというふうな状況でございます。

議員ご指摘の運転資金という部分の減少というふうなことにしましては、現在も月に1回必ず申請をされる事業者さんもいらっしゃいますし、2か月ほどまとめてというふうな事例もございます。そういったことから、こういった利用実績に応じてその申請回数を例えば増やすということも含め、事業者の皆さんの意見をお聞きしながら、実情に応じた対策について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） ありがとうございます。

今おっしゃったとおり、事業者、事業規模とか事業のほうの実際にしているその方の事業計画等によっても、現状は全部違うのかなと思います。実は、様々な支援策、大玉村で実施しています。そういうものを検討、実施する場合、やはりぜひその事業者に寄り添った見方、これは計画段階、もしくは実施段階の中で実際に事業者を、利用した、寄り添った考え方、範囲を広げれば、村民とかに対処するような支援策についても、村民に一番寄り添っている大玉村であれば、その観点をぜひ少し入れた形でその実施を行っていただければ大変ありがたいな、私は思っていますので、ぜひ今考えられた方策については、実施していただければなと思っております。よろしく願いいた

します。

では、2つ目の質問に移ります。部活動の地域移行についてということで、これは私のほうもこれで2度目くらいになるかな、一般質問のほうで何度か取り上げています。人口減少社会となってもうかなり長く時間がたっております。人口減少社会とは、結果として生徒数が減少してくる、各学校で。それに伴って、教員数も当然減少をもたらすことになると思います。その結果、部活動の種目、いろいろな種目、野球なりサッカーなり剣道なり柔道なり、いろいろな種目が中学校等では部活として考えられるんですが、そういう種目の確保、維持が困難になっているのではないかと考えます。生徒が自ら望む部活、多分それぞれ自分自身の中学校になるまでの間の生活によって、こういう部活をしたいかなとか、もしくは将来的な自分の夢等もあっているような部活を求める人があると思います。その部活に参加できるためには、部活の種目の確保、できるだけ多くの種目があって、それに参加できる状況が必要だと思えます。そのためには、地域移行が非常に重要な課題になってきているのかなと考えています。

1番に移ります。村内、近隣市町村を含めた部活での種目数の変化、または合同チームなどあるか伺います。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 9番議員さんにお答えいたします。

現在、安達管内の運動部の状況についてお答えしたいと思います。安達支部中体連の種目数は、男女別にしますと15種目あります。直近の5年間で種目数に変化はありませんが、過去には男子バレーボールや柔道の種目がありました。しかしながら、令和元年度と比較しますと、15種目中5種目においてチーム数が減少し、11チームが廃部または休部となっております。特に、ソフトボール、サッカーにおいてはそれぞれ3チームが減少しました。また、6月に行われる総合大会では団体として出場できても、3年生が引退した後の9月に行われる新人戦では単一校で団体が組めなく、合同チームを結成して出場するチームがあります。令和4年9月の新人戦では、15種目中3種目4チームが合同チームとして参加しました。さらに、本年6月の総合大会でも3種目3チームが合同チームで参加しております。

本村の現状について申し上げます。現在、サッカー部が休部となっております。また、昨年度、野球部及びサッカー部が合同チームで出場をしている状況です。

以上です。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） ありがとうございます。

私たちが子どもたち、要するに保護者として学校等に関わったときには、サッカーなどについてはすごく人気がある種目なのかなという認識があったんですが、社会変化というのはやはり起きているのかなと。今、サッカー部とかそういうものについて合同チーム等を実際につくっている、もしくは村内については休部という形になっているというのを今初めて知って、現実の問題として、実は私は大玉村については基本的に子どもたちの数が減っていないという認識だったので、部活動等もどちらかとい

うと維持できているのかなど。他市町村については問題化しているのかなんて認識していたんですが、その認識は実は甘かったということが今分かりました。

では、実際に部活動の種目数、合同チームも含めて実際に対応が変わってはいるんですが、それを維持するために地域移行が必要ではないかと考えます。そのために必要な条件などはどのようなものがあるか。指導者などの人材確保と費用の負担、あと移動手段、実際に活動をする移動手段を含めた観点から伺います。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 9番議員さんにお答えいたします。

部活動の地域移行についてでございますけれども、地域移行のための必要な条件というものは特別ございませんけれども、地域移行するための課題についてということはいろいろございます。考え方一つでその課題の内容等も変わってきますので、まずそのために、どのような形でどのような活動にしていくかという認識を共有することも必要になってくると考えてございます。その上でまずは、指導者の確保というものが一番の課題であると考えております。そして、活動する時間帯や場所、指導者への報酬等の費用負担といったことも課題として挙げられます。また、他校との合同での活動ということも想定されますので、その際には移動手段、また大会等への移動手段なども検討しなくてはならない課題なのかなというふうに考えてございます。

今後も国・県の動向を注視し、これらの課題をどう解消し地域移行していくか、学校そして受入れ団体等として想定されるスポーツクラブやスポーツ少年団などの関係機関とも連携、協力しまして、なるだけ保護者への負担が少なく済むような形で地域移行が進められるよう、慎重に進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） ありがとうございます。

条件ではなくて課題ということで、いろいろなことがあるということをお説明を受けました。その中で、指導者も含めたどのような活動を求めていくのか大玉村は。部活動の一番の目的というのは、第一義的にやはり子どもたちが部活動を通して、同じ目的に向かって活動をするという、その仲間意識、チーム意識とか、あと実際には活動を通して、アスリートとして将来的に自分がその力を伸ばしていくなどいろいろあると思うんですが、どちらかというとならぬアスリートを目指すのであれば、クラブチーム等も今近隣市町村であったりとかして、実際にそういうところで自分のその力を伸ばしている利点もあると思います。やはり必要なのは、どれだけ私ももしくはこの議場にいらっしゃる皆様方も中学校の部活動の中の思い出、これはかなりあると思います。先輩との関係とか一緒に燃焼して大会で頑張ったけれども、いい結果も出れば、もしくは残念な結果もあつたりする、そういうものの中でいろいろな大切なものを学んできたのかなと思います。そういう経験ができない状況、もし今後あるとすれば、これは大変残念なことなのかなと思います。

ここで村長にお聞きいたします。行政単位を超えた取組が必要であれば、その実現

には首長間の連携が必要と考えます。地域移行の重要性も含め、考えを伺います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 9番議員さんにお答えします。

学校の部活関係につきましては、行政間の首長でお互いに相談をしてということではなくて、これは教育委員会の専決のことですので、資金面とか例えば運行方法とか、そういう側面での協力はもう十分できますが、教育委員会からのそういう要望があれば首長同士で話をするというのは、安全面とか予算の面に限られるというふうに考えますので、現実的にはないんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） ありがとうございます。

教育委員会等のほうからいろいろなお願い等があった場合については、ぜひ対応をお願いしたいと思います。

あと、後段にありました村長のお考えでいいんですが、今言った部活動の地域移行も含めた部活動の種目等の維持の重要性について、何か思ったところがあれば伺いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

村長というよりは、元教育長という立場で感じたことのほうが話が早いと思います。まず、働き方改革と部活がリンクしておりますが、昔の部活は先生が熱血指導ということで生きがいを感じながら指導していたというのが、部活の指導者の側の考え方。ただ、やりたくないとか、自分の生活もあるし、得意種目でなくて指導もできないという先生もいっぱいいました。そういう先生方にとっては非常に、逆に言うと苦痛な業務だったのかもしれないなというふうに感じておりますので、そういう先生方、指導者、先生方にとってもいろんな種類の形があったなというふうに考えておりますので。

働き方改革の中で部活が注目を集めておりますが、この在り方は欧米ではもう何十年も前から地域スポーツクラブのほうに学校終わると、もう高校も中学校も真っすぐ地域に帰って行って、そして地域のスポーツクラブでスポーツをやるということがほとんどの国がそういうことです。だから、日本はちょっと特殊な部活の在り方だったなというふうに感じておりますが、それが今、働き方改革という名の下に改善をされているのかなと。

それからやはり、子どもたちが中学校で、あとは小学校はそうでもないですけども、部活で特にスポーツの場合には、言って怒られるかもしれませんが、勝利至上主義みたいな形で勝つことがもう最大の目的ということで部活が行われてきたという経過がございますので、子どもたちの意識も変わってきているのかなということと、前は保護者も含めて本当に熱烈な協力をしながら進めてきたと。やはり時代は変わってきているのかなということと、先生方の働き方改革というのを合わせると、今のよう

な現状は予想できたことかなと。

ただ、問題は地域にそういう受皿がない地方はどうするんだと。都会にはいろんなスポーツクラブがあります、有料、無料含めて。ところが、こういう地方にはそういう受皿となる、子どもたちが学校終わったらすぐそのスポーツクラブに行くようなそういう受皿がない中で、改革をしなきゃいけないということですので、教育委員会に再度大変難しい対応を迫られているんじゃないかと、そういう面では我々は協力できる分野はあろうというふうに考えています。

以上です。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） ありがとうございます。

今お話あったとおり、働き方改革を含めた子どもたち、もしくは先生方の状況は変わってきています。ただ、多分要するに部活動の中で何というか、強い思いで学校の先生になった方もかなりいて、働き方改革だから部活動とか地域移行が実際になったら、今言った地域移行後の部活動に一切関わってはいけないというふうに教員がなるわけではないのかなとはちょっと考えています。そこについては、それぞれの方の活動状況というかその状況に応じてなのかな。ただ、どうしても先生方の負担が大きいというのは事実なので、それはどういう形でか村内の状況については、少しでもそれが改善されるために、教育委員会、もしくは執行部側の要するに行政のほうがぜひそれに対しては、話を進めていっていただければなと考えると同時に、私も地域の住民として何かできることがあればぜひ参加して、今の問題点の解決に少しでも力になればと思ひまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（押山義則） 以上で、9番鈴木康広君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時30分といたします。

(午前11時10分)

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

(午前11時30分)

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第2、総括質疑を行います。

議案第60号から議案第67号までを一括議題といたします。

なお、この総括質疑は議事整理の都合上、議案ごとに行います。

また、質疑につきましては、さきに議会運営委員会委員長からの報告がありましたように、質問者は原則として自ら所属する常任委員会の所管する決算項目以外の質疑内容とし、歳入歳出決算書及び成果報告書のページを明らかにし、議題に供された内容とするようとの申合せにより、ご協力くださるようお願いいたします。

初めに、議案第60号「令和4年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

質疑を許します。４番。

○４番（渡邊啓子） 成果報告書の３３ページ、２、１、６、①企画事務事業、中ほどの（２）地域づくり活動サポート事業助成金交付事業１件、３万円、これはどこの地区のどのような活動なのか、またこの事業の周知方法はどのように行ったのか。

次に、４０ページ、２、１、６、⑦再エネアグリプロジェクト事業、先進地視察を４回ほど行っておりますが、どのような成果があったのか。また、視察したところでは、この事業の成果は上がっていたのかどうかをお尋ねします。

次に、６３ページ、２、２、２、村税の賦課徴収事務事業で、ページ進んで６８ページの村税収入状況の表の中で、個人村民税、これ不納欠損額が１，６６１万９，０００円あります。大変大きな金額であります。この内訳と何件分なのか、また、不納欠損にせざるを得なかった理由、また、同じページの固定資産税の不納欠損額６８万９，０００円についても、同じくその内容、このうち空き家の分も含まれているのかどうかについてお尋ねします。

今ほどの３件についてお願いいたします。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） ４番議員さんにお答えいたします。

まず、３３ページになりますが、２、１、６、①企画事務事業の中の（２）地域づくり活動サポート事業助成金の内容、あと周知方法ということでございますが、まず、こちらにつきましては、大玉１２区の防犯協力会、見守り事業、これに対する助成となっております。あと周知方法につきましては、村ホームページ等で通年やっておりますし、あとは区長会の会議等で、行政区長さんのほうにお知らせをして周知を図っているところでございます。

続きまして、成果報告書の４０ページになります。

２、１、６、⑦再エネアグリプロジェクト事業の先進地視察の成果等についてということでございますが、まず、令和４年７月１２日の先進地視察につきましては、東京のほうのＮＴＴの研修所のほうに行っております。こちらでは、バイオマスを利用しました熱源を利用して、ハウスでトマト等を作っているというような施設を見学してまいりました。農福連携ではないんですが、再生可能エネルギーを利用している施設、熱源を使って農作物を栽培しているところを視察してまいりました。

続きまして、同じく令和４年１２月２１日、岩手県の陸前高田市ですが、こちらでは、ブドウの棚の上に太陽光のパネルを設置して、売電とあとはブドウを栽培しているところの視察、あとはピーカンナッツというナッツ類の栽培をしているところの視察をしました。こちらにつきましても、福祉のほうとの連携はございませんが、震災で津波の影響を受けた場所、人が住めなくなった場所に、そういった農地として活用しているというようなところの視察を行っております。

続きまして、令和５年２月２１日、広野町ですが、こちらは町の振興公社でやっておりますのでございまして、地中熱を利用してハウス栽培、特にバナナを栽培しているということで、こちら福祉との連携はございませんが、再生可能エネルギーを活

用した農作物の栽培ということで視察してございます。

あと最後になります、3月8日、泉崎村ですが、こちら民間の福祉団体が経営しているところの視察に行っていました。こちら養鶏をされていて、そちらで卵等を、こちら障害のある方が働き手となって卵の出荷をしているのですとか、そういった卵を利用してお菓子類を製造販売しているとかということで、これは農福連携の取組になるんですが、大変、うちのほうにも参考になるような視察となったところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 4番議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

執行成果の63ページ、68ページの関係でございます。

不納欠損額、多いということでございますが、今回のこのご質問に対する回答、答弁、これにつきましては、個人特定できる要素を含んでおりますので、その部分については、地方公務員法第34条並びに地方税法第22条に抵触するおそれがありますので、答弁は控えさせていただきたいと思っております。なお、当該不納欠損処分につきましては、地方税法15条の7及び地方税法第18条に基づく適正な不納欠損処分であることを答弁させていただきたいと思っております。なお、この理由につきましては、地方税法15条の7、これについては滞納処分の執行停止の要件、方法等について定めているものでございます。いわゆる行方不明になって所在が分からない、滞納処分をする財産が少ない、ない等の理由によりまして、滞納処分をすることによってその方の生活を圧迫してしまう、窮迫してしまうというような内容でございます。

大きなこの不納欠損処分の理由につきましては、お亡くなりになられた方が最終的に相続放棄等になりまして、いわゆる相続人がいないというものもあります。あとは、行き先が、もう追えなくなってしまっていると、いわゆる転出まではして転出先の住所までは分かるんですが、その後、転出の処理をしていないために、行方が分からなくなってしまったというような理由で不納欠損に至っております。

なお、空き家はあるのかというご質問でございますが、当然、亡くなられた方の財産で、今現在、10件程度、なき財産というのがあります。なき財産というのは、税務のほうでいわゆる相続人がいない財産、これには建物等もございます。したがって、固定資産税の不納欠損処分の中には、いわゆる財産があるので課税はしますが、課税した段階で、もう徴収不可能というのがあります。これは、地方税法の15条の7第4項に基づきまして、公示送達を行い郵便物が返ってきた段階で執行停止を行い、17条の5の規定では3年までは不納欠損処分という形になりますが、いわゆる相続人がいない部分については、即時欠損というようなことで対応してございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございせんか。10番。

○10番（須藤軍蔵） これ、ここで監査委員さんに聞けるんだよね。令和4年の監査、大変ご苦労さまでございました。審査の結果については、適正にやられているという

お話でありましたが、また、加えて今ほども若干話ありました、この税の未収関係について、不納欠損は別として、法的な住宅関係のことについても特段触れられておりますが、それ以外でのいわゆる村税の、この収入未済額等々については、なかなか税の公平性から言うと、村税ぐらいは、何とか払っていただきたいと思うんですけれども、もし払えないとすれば、それなりの救済措置は別途あるわけですから、それらの収納率の状況からして、監査員としてはそこら辺の関係については、どのような考えをお持ちかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（押山義則） 代表監査委員。

○代表監査委員（甲野藤健一） 10番議員さんにお答え申し上げます。

今回、監査の意見の中で、特に未収金の中で、家賃の収入ですか、公営住宅とか、そういうものの意見をそこに書かせていただきました。というのは、これは税法に基づくものでなくて私債権になるんで、早く言えば定期給付債権なんだね、毎月入ってくるというやつでね。そういうものにもなるんで、そして時効が民法の定めでは5年なんですよね。ただ、税と違って催告書というのを税の場合は出すんですけれども、効力が税のほうはあるんですけれども、私債権の場合は内容証明郵便で催告書を出さないと効果を発揮しないと、早く言えば時効を中断しないということになりますので、だから内容証明郵便で出せば時効が6か月延びますと、こういうものなんです。

それで、一般的には、普通、連帯保証人、つけるんですけれども、公営住宅の場合は、恐らく多分、取っていないと思います。ただ、そのほかの部分を取ってはおります。それは連帯保証人に、督促をして、一応話してどうですかと、こうやるんですけれども、この場合はないので、やっぱり普通の裁判所に申立てするしかない、こういうことになります。それを、手続を今まで私も経験ないんですけれども、役所で、もうやり始まったところがあります。福島とか、郡山市はもうやっています。ですから、その段階の手続の方法を、今、担当のほうにもっと話してマニュアルを作ってもらいと、これは、弁護士とも相談しながらということ今進めているところであります。それをお願いしているというような状況です。

あと、全体的な収入未済については税法は税法に基づき、先ほど課長が言ったように、これは執行停止かけてある程度の時間たてばなくなると、こういうやつがあるんですが、私債権の場合はそうならないので、やっぱり法的に踏み込まないと債権は確保できないと、こういう状況になります。

また、今回、私債権に入るものとしては、農業集落排水事業もそれに準じると、あと水道料金とか、こういうものになります。そのほかについては、村税は、国保とか、これは税法に基づくものです。こういうのがあります。だから、滞納額が何%ならいいんだということじゃなくて、やっぱりこれはゼロが一番いいわけですから、だからこれは、税務課のほうでいろいろ努力はしていると思います。やっぱり悪質なやつもありますので、特に悪質なものについては、やっぱり今言った民法に基づくものは、民法によって、やっぱり手続をする、あと、税は税法に基づいて手続すると、こういうふうなやり方で、やっぱり進めていただきたいということでもあります。

以上です。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。

成果報告の51ページの、2、1、13、消防施設のこの感染対策ということで、結構な金額になっているんですけども、これは二本松消防署1か所の中身ということかどうかということと、そのうちの大玉村の持分、負担分ということが書かれているのかなというふうに思いますが、それらについて。

それから、52ページ、成果報告、2、1、13PETがん検診の費用の助成事業、対象者に対する受診率は、極めて低いんでありますが、それでも受診された方の中で、そうした発見がされたということは、大した、文字どおり成果だなど、大変それらに対する取組にご苦勞だったなというふうに思います。そういう意味で、さらなる受診率のアップは、健康のためにも大いに役立つので、なおさら、どういう方法でもっと受診してもらおうかということ、どんなふうに考えているかということ、それから、基本コースと充実コースというふうに分かれているようですが、充実というのは、例えばどういうふうなことを含めたということにとらまえておられるか、その点についてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 10番議員さんの質問にお答えいたしますと、執行成果、51ページの消防庁舎感染防止対策関係でございます。

こちらの質問内容で、どこかということだったのですが、安達広域の北消防署が対象になっていまして北消防署の庁舎改修工事になります。具体的には、洗面所の改修であったり、隊員をそれぞれ分けて、感染防止対策とするパーティションの設置などを行ってございます。2市1村で負担しておりますので、村の負担割合は14.46%となっております。

以上です。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 10番議員さんの質問にお答えをいたします。

成果報告書、52ページ、中段にございます2、1、13、事項⑤のPETがん検診費用の助成事業につきまして、どういった今後受診率アップにつなげていくかということでございますけれども、現在でも既に村のホームページのほうにも掲載させていただいておりますし、今後、様々な検診、それから健康会議、そういった様々な機会を捉えて、この事業を受診率アップにPRを進めてまいりたいと考えております。

それから、こちらのがん検診の基本コース、充実コースと2コースあるが、その中身はということでございます。基本コースにつきましては、中身はPETとそれからCT、この2種類の項目を検査させていただいております。また、充実につきましては、PETとCTに加えまして胸部超音波検査、それから腫瘍マーカー、それから医師の診察、BMI測定、そういったものを加えたものが充実コースということによってやらせていただいております。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 43 ページ、2、1、7、②高齢者運転免許証自主返納支援事業、ここの1の（2）と（3）についてですが、まず（2）自主返納継続支援者数37人とありますが、まず継続する方にはどのように、郵送して送られているということは聞いているんですけども、継続して利用する方がいらっしゃるのか、またその課題とか問題についての聞き取りなどは、郵送ですからできないのかと思うんですが、聞き取りなどは行っているのか。（3）のデマンドタクシー利用者数、延べ463人は分かるんですけども、実人数、実際どのぐらいの方が利用されているのか、またその印刷をしてお配りしているわけですが、その無駄になるようなことになっているのか、そこをお伺いします。

次に、48 ページ、2、1、11、①災害対策事務事業の2、大玉村県北地方防災訓練、昨年9月に実施いたしました、こちら防災訓練に対しての振り返りを行っていると思うのですが、よかったこと、反省すべきこと、課題などありましたらお聞かせください。

それから、70 ページ、ごめんなさい、2、3、1、戸籍住民基本台帳事務事業の11、マイナンバーカード発行に係る事務ということで、累計枚数からすると、令和4年度の発行枚数がかなり多くて大変だったろうなど、対応、本当にお疲れさまでした。よく役場に来ると、対応されているのは見ました。この対応をする際に、システムであったり、登録のトラブルがなかったのかをお伺いいたします。

それから、124 ページ、4、1、3、④水道事業に要する経費事業、（1）大玉村生活用水確保事業ということで、生活用水確保1世帯、こちらの場所と補助率をお伺いいたします。

次に、154 ページ、6、2、1、④ふれあい村民の森管理運営事務事業、こちらの内訳の12、委託料ですが、いつもより多いと思うのですが、こちらの内容、またふれあい村民の森は、アットホーム観光レク施設が先ということで、みんなが利用されるような開発は後と伺っておりますが、どのぐらい待っていたらここに、てこ入れが入るのかお伺いいたします。

161 ページ、7、1、3、②ふるさと納税事務事業、ふるさと納税実績ということで、令和3年は牛タンがかなり人気があったと聞いているんですが、令和4年度、また昨年3年度に比べるとかなりの件数が増えているので、その要因、また使用別の実績が夢を育てる教育、子育てにかなり件数が入っているので、何か特別なことがあったのか、そこをお伺いします。

それから、最後です。

166 ページ、8、3、1、河川管理に要する経費、こちら雨ヶ沢筋を復元したとあるので詳しく教えてください。

以上です。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 8 番議員さんの質問にお答えいたします。

43 ページ、2、1、7 の②高齢者運転免許自主返納支援事業についてのご質問でございました。

こちら自主返納継続支援者数 37 名ということで、こちら内容ということでございますが、こちら自主返納者については、免許がないということで、交通の支援ということで、デマンドタクシーのほうの券を 300 円券を 50 枚、3 年間続いて配布するというふうにございますので、その支援者の累計で 37 名が対象になっているということです。ご指摘のとおり、300 円券を 50 枚、毎年お送りする、1 万 5,000 円分ずつお送りするので、使わなければ印刷した分無駄になってしまうということは否めないんですが、継続して使っていただきたいということで出しております。実人数ということでございますが、発行している券にはどなたが使ったかは書いていないので、ちょっと把握してございません。

あとは、利用者の聞き取りということなんですが、実際、交付した方と、その後、郵便でお送りしているの、お聞きするということとはしていないんですが、実際、自主返納した方の家族、何人かに聞きますと、実際、家族のほうの送迎で行っているの、実際、タクシーは使っていないということも聞いてございます。内容については、ちょっと今後検討をしていきたいと考えてございます。

このページについては、以上で、次に行きまして、48 ページ、2、1、11 の災害対策事務事業関係で、9 月 25 日に実施した村の防災訓練についての質問でございました。

こちらについては、開催後、会議については実施していないのが現状であります。ただ、この訓練につきましては、隔年ということで 2 年に 1 回開催するとしております。次回開催、来年度に向けて、また今後会議を行っていきますので、その中で振り返りというか、関係者、同じような団体に呼びかけますので、反省点などをお聞きして次回の開催に生かしていきたいと考えてございます。あと、課題につきましては、担当として今現在考えているのは、近年の災害について地震とかの対応とかでなくて、集中豪雨、線状降水帯など、いろんな災害が頻発していますので、そういった状況の変化について分析をしたいと考えてございます。

以上です。

次は、70 ページですね。

執行成果報告書の 70 ページ、こちら前のページからの続きで、戸籍住民基本台帳事務事業についてのご質問、マイナンバーカードの発行についてでございました。議員ご指摘のとおり、マイナンバーカード発行について、国のほうで促進をするためにということで、ポイントの付与とかということで、昨年度から取り組んでございまして、それで発行人数、大分増えてございます。窓口も大変混乱したとか、大変お待ちいただいた住民の方にご迷惑をかけたところもございまして、トラブルについてはないと把握しております、システム等はなかったと。ただ、マイナンバーにつきましては、その後、国で調査をしている報道のとおり、いろいろな問題があることは把

握してございます。具体的に大玉村の住民の方が、こういったマイナンバーカードについてのトラブルというのがあったというふうな報告は聞いてございません。

以上です。

○議長（押山義則） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 8番議員さんにお答えいたします。

124ページ、4、1、3の④50万円の内容で、場所と補助率というご質問だと思います。

場所につきましては、玉井馬場平地内になります。補助率といたしましては、ボーリングによる削井工事に要する費用の2分の1以内とし、上限が50万円となっております。

以上です。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 8番議員さんにお答えいたします。

154ページ、6、2、1、④ふれあい村民の森管理運営事務事業、こちらの12番の委託料が例年に比べて多いという点でございますが、60万3,048円、確かに、令和3年につきましては、30万120円でございますので30万円ほど多くなっております。内容としましては、こちらは通常、村民の森の管理委託をする方の委託料を出すところでございますが、去年に関しましては危険木除去をしております。村民の森に隣接する農用地、そちらのほうに枝が越境しておりまして、よく枯れ枝等が農地に入ったり、または枯れ松等がありまして、放っておくとそちらのほうに倒木してしまう、そういった面がございましたので30万円をかけて、そちら危険木等林内整備を行ったその差でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

ふれあい村民の森の整備の見通しという、後段のご質問かと思えます。

議員ご指摘のように、現在担当部といたしましては、観光レク施設の整備を先行するというところで進めておるわけでございますけれども、ふれあい村民の森につきましても、モニターキャンプを行いますとか、そういった意見をお聞きしながら実施をしているところでありまして、整備の実施ということに向けて、期間は現時点では明言はできませんが、そういったご意見をいただくあるいは財源の検討、そういったものについては、観光レク施設と整備と並行して進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 8番議員さんにお答えいたします。

166ページ、雨ヶ沢筋の復元についての回答でございます。

過去に、昭和年代、養鱒場の経営が始まりますときに、雨ヶ沢の一部水路、当時、

観光に資するという目的で払下げしてございます。しばらく養鱒場の敷地となっております。今回養鱒場の閉鎖に伴いまして、雨ヶ沢筋の水路敷をしっかりと確保し、それを百日川まで導くといった事業を行いました。これに伴いまして、周辺環境等、今までもろもろ要望等出されていましたが、大変よくなったというところで改善がされてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 8番議員さんにお答えいたします。

161ページ、ふるさと納税関係でございます。

令和4年度の主な給付額の内容でございますが、一番単品として多かったのが、お試し野菜セットというものがございました。1,771件でございまして、総額が885万円となっております。ただ、去年令和3年に引き続き令和4年につきましても、牛タンセット、こちらのほうが好調でございまして、上位5位以内を4点ほど占めてございます。牛タン関係で、2,000万円ほどの寄附をいただいております。その他に関しましては、あとは果樹、主に桃とそういったものが好調でございました。また、寄附の内容でございますが、夢を育てる教育・子育てに関する件が多かったところにつきましては、正確な分析につきましては進んではございませんが、子育て支援に充実した大玉村に期待を寄せる、そういったことからの、こちらの寄附額の寄附件数の多さだったと認識してございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

(午後0時06分)

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

(午後1時30分)

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 質疑を許します。5番。

○5番（斎藤信一） 成果報告書の25ページ、2、1、2、③情報発信事務事業についてですが、念願の地域おこし協力隊が入りまして、フェイスブックなどで拝見するのがあります。ちょっと気になる場所なんですけれども、そのいいねというんですか、そのリアクションがとても少ないのかなと、そして役場内では、どういうふうな周知というかされているのかなというところですね。やっぱりそのフォロワー数というか、そういうリアクションが多ければ、よりたくさんの人にその投稿とかが届くというような仕組みになっていると思うので、その辺どういうふうな1年やってみて考えているのか、考え方を聞かせてください。

30ページ、2、1、5の(2)公用車維持管理業務なんですけれども、公用車維持管理消耗品費等あるんですが、私、議員としても、AKバスなどを乗らせていた

くのですが、当然、木の下に停まっているということで、もうコケの生えた状態で使用している、そういうのが見受けられるんですけども、どういうものを購入しているんだか、そしてその公用車に対しての、そういう考え方を聞かせてください。

37ページ、2、1、6、④日本で最も美しい村連合事務事業なんですけれども、中段の執行状況及び成果の一番下で、第1回目の物産展をふれあい広場で開催したとあります。私も参加させていただきました。このときのお話なんですけど、ほかの市町村のほうが、やっぱり若干、物がちょっと余ったというんですか、販売する物が、片づけに若干時間を要していました。大玉村で開催しているということなんですけれども、ほかの市町村が残っていて、大玉村の職員が1人しかいないという状況でした、最後のほう。開催地として、そういう考え方、どうなのかなとちょっと思ったんで、そのことについて、どういうふうに考えているかお聞かせください。

45ページ、2、1、10、①の一番下、大玉村文化祭作品表彰とあるんですけど、表彰するのはいいことだとは思いますが、いろいろ、いろんな人のお話、私聞かせてもらっている中で、順番をつけるのもどうなのかなというご意見を寄せられました、何件か。そして、本宮市の文化祭では、順番をつけないところというか内容もあるそうです。そして、その内容というのは、例えば病院で入院しているおばあちゃんとか、病床でその何かを作ってそれを展示するとか、そういうものに対して、元気をもらえるというお話の続きで、それに順位をつけるというのは、いかがなのかなというご意見をもらいました。本村として、全てそういうふうに、優秀な作品だから順番をつけるというやり方で今後ずっとやっていくのか、そしてそういう考え方を、どう思ってお聞かせください。

179ページ、10、1、2、⑫学校ICT推進事業なんですけれども、事業の目的の一番下に統合型校務支援システムの効果的な運用に努めるとあります。効果的な運用、私も総務のほうでいろいろ勉強させていただきましたが、その効果的な運用が下の執行状況及び成果ということで、充実を図ることができたと書いてあるんですけど、そこをすごく具体的に教えてください。よろしくお願いします。

次の180ページ、10、1、2、⑬小中学校雪上体育体験授業なんですけど、昨今の気象状況で開催が難しいようなときも過去にはありました。これは私が小学校の頃は、小学校に関しては、村でスキー教室、学校の行事として行くというのは特段ありませんでした。それは、まだ、あれなんですけれども、例えばその雪の状況があまり好ましくなくて、もしこの事業ができなかった場合に、代案としてどんな取組が準備されているかというのを聞かせてもらえればありがたいです。

そして、185ページ、10、5、1、③放課後子ども教室事務事業なんですけれども、事務事業の目的として、地域住民の参画を得て子どもたちが勉強やスポーツ、芸術などの体験活動や地域住民との交流活動の推進を図るとありますが、非常にいい事業だと思うんです。そして、コロナ禍で大変ご苦労されてやってきたと思うんですが、やってきた中で、5類に移行して、今後、4年生、5年生、6年生の全ての生徒と、児童とはいきませんが、どんどんこういうところに参加するべきなんじゃないか

など、私は実際、自分の子どもたち参加させてもらったりして思いました。その人数のほうが、そこまで振るっていないような状況だと思うんですが、そういうところで周知とか、どういうふうに考えているかお聞かせください。

以上です。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 5番議員さんにお答えいたします。

まず、成果報告書、25ページ、2、1、2、③情報発信事務事業ということで地域おこし協力隊のSNSのフォロワー数、少ないということで、どのような周知かというご質問でございますが、確かにこれ、今現在は、地域おこし協力隊がSNSでいろいろ情報発信していますから、ぜひ見てくださいという情報発信自体は、村のホームページを見ていただかないと分からないであったり、あと広報紙にも今、地域おこし協力隊が記事を連載しているところで、そういった中で見ていただければ、SNSで情報発信していますよというのが分かるかもしれないんですが、確かに積極的に全ての多くの住民の方々に知っていただくような、周知というのが足りなかったのかなというふうに思いますので、今後、より多く多くの住民の方に知ってもらうような周知方法、検討してまいりたいというふうに思います。

続きまして、37ページ、2、1、6、④日本で最も美しい村連合の事務事業の福島県内加盟町村合同物産展に関するご質問でございます。

これは、片づけのときに職員が1人しかいなかったんではないかというようなご質問だったかと思いますが、基本的に物産展のほうは業務委託でお任せしておりました。1回目の開催ということもありまして、職員が1人しかいないということで、確かに、ちょっとその辺、他の町村に対する配慮とかも欠けていたという可能性もありますので、これからそういったことがないように配慮していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

1点目の30ページになります。

公用車管理事務事業関係についてのご質問でございますけれども、まず、最初にお話のありましたAKバス、トヨタのハイエースですか、これに関しましては、ご存じのとおり購入したものではありませんで、震災後に、実際にAKBのグループの方々が使っていたらっしゃったバスを、県内の各市町村、希望のある市町村にそれぞれ譲渡をされた、その1台が大玉村に来たというふうな経過はご存じかと思いますが、そういったバスの利用になります。確かに、もう年式も古い状態ではございますけれども、なかなか管理のほうも車高が高いタイプになりますので、屋根のほうの清掃等が行き届かない点はございますけれども、それぞれ公用車につきましては、汚れた際には洗車をするという基本にのっとりまして、管理を進めているところでございます。

また、車を購入する際、どういうふうな考えを持っているのかということでございますけれども、基本は、今現在は軽自動車への切替え、更新する際は軽自動車を購入

するというふうな考え方にに基づきまして、更新をさせていただいております。さらに、4人乗りの乗用タイプが、今までの公用車の管理でございましたけれども、作業上の使い勝手を考えまして、ワゴンタイプへの切替え、購入する際はそういった考えによって更新作業を行っているということでございます。さらに、ゼロカーボンであったり、環境に優しいというそういった車への切替えとしまして、昨年度は電気自動車1台を購入したところでございます。

30ページについては、以上でございます。

さらに、45ページですね、45ページにおきます村表彰と事務事業の文化祭作品表彰関係でございますけれども、これにつきましては、文化祭の実行委員会の中で、それぞれの作品について賞を設けさせていただいているのが実態かと思えます。その中で、大玉村長賞を提供させていただいて、優秀な作品の中で実行委員会のほうで選定をした上で、村長賞の贈呈を行っているというような実態でございますので、この事項の中で、作品どうこうというふうな問題提起をできる立場にはございませんので、ご了承いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 5番議員さんにお答えいたします。

成果報告書、179ページ、一番下の学校ICT推進事業に関するご質問についてお答えいたします。

統合型校務支援システムの効果的な運用に努めるということにつきましては、令和2年に導入しまして先生方も大分このシステムの使い方慣れてきて、なおかつ、ICT支援による支援も行いながら、このシステムの効果的な活用に努めてきたところです。学校支援の充実を図るということ、具体的にということでございますが、まず、校務支援システム、いろいろできるわけでございますけれども、1つは出退勤管理をこのパソコンシステム上で、今実施しております。今までは、タイムカードでしたので、手で集計しないと先生方の出退勤の状況というのをリアルタイムで知ることはできませんでしたが、週単位、または月単位で先生方の出退勤状況を管理職が確認し、その状況により先生方の支援等図っているというものがございます。

2つ目としまして、通知表とか、指導要領とか、あとは中学校の子どもたちが高校進学とかする際に調査表なんていうものも帳票としてありますが、そういった帳票の処理がデジタル化されたことによりまして、今まで紙ベースでいろいろやっていたものが、要は同じような内容のデータが、こう転記されると、なので改めてその帳票ごとに記載する必要がないということでは、大変有効なのかなというように感じております。

3点目ですが、校務支援システム、全ての教職員が使えるわけですがけれども、その中に、子どもの気づき、日頃の子どもに関するちょっとした気づき、こういったものを短文になりますが入力する仕組みがございます。こういったものを、各教員がそれぞれ情報共有しながら、その担任だけでなく、いろんな教師がその子どもに対して対

応を図っていくということで、大変この部分については役立っている機能かなというように考えております。それから、主に養護教諭が使用しますが、保健関係の帳票関係も、先ほど申し上げましたとおり、いろいろなものが紙ベースのものからこういったデジタル処理ということで、例えば転記のミスとか、そういったものもなく効果的な活用がされているのかなというように考えております。

以上です。

すみません、あと180ページです。

小中学校雪上体育体験授業スキー教室でございますが、開催難しい日もというご質問ありましたが、確かに以前には、スキー場のほうで実施しておりますけれども、雪の量が少ないということで延期して実施した経緯もございます。近頃の気象状況等、今後どのようになるかも含めまして先が見えない状況ではありますが、場合によっては、できる限り予備日等も設定しながら実施していくという方向性で、現在のところは考えているところでございます。

以上です。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 5番議員さんにお答えいたします。

185ページ、放課後子ども教室の関係でございますけれども、周知につきましては、対象児童全員に学校を通しまして通知文書のほうを送付してございます。あと、人数につきましては、令和4年度につきましては記載のとおりでございます。令和5年度につきましては、玉井教室のほうで41名、大山教室が32名、こちらにしましては社会福祉協議会で行っている放課後児童クラブもございますので、そちらの兼ね合いもございまして、例年同じような人数で推移しているかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

25ページ、情報発信事務事業だったんですけれども、2、1、2、③だったんですけれども、私が、その言いたかったのは、一般の人たちのフォローとかというのは後からついてくるものだと思うんですが、そこで、例えばさっき言いたかったのは、その職員とか、庁内ではどういうふうな周知をしているんだかというお話です。例えば200人の役場の職員がいたとして、4分の1でもいいねを押してくれれば50件になるわけです。そうすると、50件といういいねというのは結構すごいことであって、そうすると、それがまた50件も上がってきているから、拡散されるわけですよ。そうやって、目に留まった人が、あっ大玉村いいねと思って、どんどん広がっていくべきものだと思います。その辺の、庁内での最初だけでもあれなんですけれども、念願の地域おこし協力隊、その情報発信する方が来てくれたということで、どういうふうに、庁内のほうでは考えているのかということを知りたいです。

それと、179ページ、学校ICT推進事業、10、1、2だったんですけれども、

いろいろお話聞かせてもらいましたが、その中で、一般質問でも先生の負担云々かんぬんというお話あったと思うんですけども、その統合型校務支援システムのデメリットとかも、もしありましたら教えてください。

それと、185ページ、10、5、1、③放課後子ども教室事務事業だったんですけども、その社会福祉協議会のほうの児童クラブの兼ね合いもあると思うんですけども、その中でもやっぱり、この放課後子ども教室というのは、すごく内容も有意義だし、ぜひたくさん子どもたちに経験をしていただきたいなという、私の個人的な思いかもしれないですけども、その中でその紙ベースの通知文だけではなくて、例えばその対象生徒を学校のほうに集めてもらって、出前のパフォーマンスみたいな、周知みたいのはできないのかなということ、聞きたいです。よろしくお願いします。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 5番議員さんにお答えいたします。

25ページ、地域おこし協力隊のSNSの件でございますが、情報発信でございますので、このSNSの閲覧者数、そして共感をしていただける方、多いにこしたことはございませんので、職員のほうへの周知については、現在まで積極的に閲覧をいいねと押してくれというような、ちょっと話はしてこなかったものですから、今後そういったことについて、職員のほうに積極的に話をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 5番議員さんに再度お答えいたします。

179ページ、ICT推進事業の校務支援システムに関するデメリットはないのかというご質問です。

デメリットという言い方がふさわしいかどうか分かりませんが、いろんなことができるシステムになっておりまして、中には、従来のシステムで使っていたほうが、使いやすいというようなものも先生方の中にはあるようです。そういったものにつきましては、無理にそのシステムの内容を使うことをせず、開発のほうに、これ村としても要望はしておりますが、何分、1つそのシステムを変えるとということになると、結構な費用がかかってきます。かつ、このシステムにつきましては福島県の推奨システムということで導入したものでございますので、この辺については県と一体となって、今後もその辺の使いやすいようなシステムへの改修というものは引き続き要望してまいりたいと考えております。そのような形で、この部分については従来のこちらのほうが使いやすいというようなものに対しては、強制をせず従来の方法を使うというようなやり方も実施しておりますので、ご報告させていただきます。

以上です。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 5番議員さんに再度お答えいたします。

子ども教室の周知方法についてですけども、出前パフォーマンス等につきまして

は、ちょっと検討させていただきたいと思っております。周知方法につきましては、周知の文書の中にQRコードをつけまして、ホームページ等でその写真だったり、動画だったりというのをご覧いただけるような配慮をいたしまして、そちらで閲覧になっていただいて、興味が湧くような形で、再度周知のほうをしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。10番。

○10番（須藤軍蔵） 3回目ですね、3回目かな。

成果報告書の142ページの6、1、4、②です。

農業後継者の育成に関わる事業、昨日も、たまたま別な集まりの中に、水稻はやっちゃぐねえけんとも、若い人たちの中で、果樹とか、野菜は結構やりたいなんて人はいるんだなんてお話も、たまたま出ただけけれども、今日、こう確認してみると、この令和4年はゼロと、3つの項目もそれぞれゼロということですから、それだけ問合せもなく、関心もないということなのかどうか、それであれば、やっぱり農業は昨日語ったように、大変な状態だなというふうに思いますので、これらの関係の状況をお聞きします。

それからもう一つは、155ページの有害鳥獣被害防止事業、これらについては、様々な取組をいただいて大変ありがたく思っております。免許を取るのの費用なり、あるいは実際に、電柵などに対する助成という相当なご出費をいただいてありがたく思っているところでありますが、実際に携わって、私もみましたが、有害駆除のほうに、1頭当たりの、例えばイノシシ捕ったとき、なかなか金額に見えるんですね、1頭、かなりの金額だよ。だとすれば、それは大したものだと思うんだけど、実際携わってみると大変な仕事です。1人では、まずできないし、それから報告、連絡、確認、埋葬というか埋める、その確認、これずっとやると役場職員にも来てもらったり、ちゃんと猟銃持っている人に来てもらったりしてやると、長いときでは半日かかるんだね。それで、この人数で割ると、ボランティアみたいな、じっじ、ぼっぴしかできなくなっちゃうような、そういうこと、なると思うんですね。特に去年かな、今年にかけては、板倉辺りで、相当捕ったという話も聞いて、その後、皆さんからも、やっぱりもっともっとあれやんねどできねどという、お金ね。県との関係もあるし、それは村だけでできるものではないんですけども、大幅にこれ引上げしないと駄目だと思うんですけどもね。村長、そこら辺、どう考えているかお願いします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えいたします。

155ページの有害鳥獣被害防止事業関係についてのご質問でございますけれども、2万円が、安いか高いかということですが、県内では安いほうではないという位置づけでございます。そして、県のほうからも頭数、最終的に頭は切られるというか、予算の範囲内という条件はつきますが1万8,000円出ますので、1頭3万8,000円と。大きなものについては大変ですが、こういう小さなものも3万

8,000円ですね。今回、板倉で6頭だけ捕ったのは、全部50センチぐらいなんです。これも全部、金額、同じでトータルでならしていただくと何とかなるかなど。金額を高くするのについては、そういう、今日お話があったということもありますので、駆除隊のほうとも少し話をしてみたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 10番議員さんにお答えいたします。

142ページ、農業後継者育成資金の実績がなかったという点でございますが、こちらに関しましては、4年度におきましては、確かに利用実績がございませんでした。ただし、新規就農者等に関しましては、村及び振興公社及び関連機関により、いろいろな相談体制やサポート体制につきまして構築してございますので、そういった農業後継者に対する支援を行っていないというわけではございません。また、後継者育成資金がなかったという主な理由としましては、136ページになるんですが、村独自の資金、農業機械等買った際の資金の利子の補給事業、これが136ページの12番にございます農業施設整備資金利子補給等に関する事項におきまして、こちら10件、利子補給額51万4,000円ということで、同じ内容の貸付事業なんですけど、農業後継者資金はある程度の利子がございます、2%程度なんですけど。

それよりも、やはり利子を全部補給してもらえる、今時点は、この136ページのこの利子補給事業がございますので、こちらで借りている方が多いというふうな、そういうことでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。6番。

○6番（松本 昇） 83ページの3、1、3、②老人福祉施設措置及び維持管理事務費の中の、執行状況及び成果ということで、養護老人ホームにある敬老園、そして川俣光風園とありますが、同じこれ老人ホームで、値段どっちもこれ1名なんですけれども、同じあれでも、この差を見ると40万円の開きがあるんですが、これのこの開きの状況というのは、どういうあれだけ把握していますか。

それ1つと、あと125ページの4、1、3、⑥災害等の廃棄物処理の中で、執行状況及び成果ということで、災害廃棄物処理手数料、家電4点とか21台とかですが、これの、私も、これ冷蔵庫ちょっと壊れちゃって、村内の業者に処分というか、あれして頼んだんですが、このあれはつまり村内の業者に依頼しているのか、それともほかに頼んでやっているんだか、そして、今あのとき冷蔵庫何ぼだっけ、七千何ぼ取られたんです、処分料ということで。その内訳、分かれば教えていただきたいと思えます。

あと159ページの7、1、3、①の160ページになるんですけども、（6）名倉山登山道のいろいろ整備したとなっているんですが、今まで気がつかなかったというか、上はこれ植栽業務委託とか、これはいいんですが、名倉山登山道の道路の敷地借上料というの、今回初めて気がついたんですが、これは面積とか、平米ですか、

どういふあれになっているんだか、ちょっとお示し願いたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 6番議員さんにお答えをいたします。

83ページ、中段の3、1、3、事項②老人福祉施設措置及び維持管理事務事業につきまして、記載ございます養護老人ホーム三春町敬老園、1名、それから養護老人ホーム川俣光風園、1名の方、この方のそれぞれの費用の差は、何かといったご質問でございますけれども、こちらにつきましては、それぞれの方が利用されているサービスの違いによりまして、費用の差が生じているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 環境保全課長。

○環境保全課長（伊藤寿夫） 6番議員さんにお答えいたします。

125ページ、11の手数料6万2,990円、まずこの中身ですが、エアコン2台で1,980円、テレビが15台で4万5,280円、冷蔵庫が3台で1万3,200円、洗濯機1台で2,530円の内容となっております。こちらのほうの処理の方法なんです、基本的には、郵便局に行って手数料を払って郡山の東口に運送会社あります、そこに、自分で運んでいくという非常に手間がかかります。村内の業者さん、産廃の免許持っている業者さんがおりますので、その方に頼めば運搬まで一括でやってもらえますが、金額がちょっとお高くなるのかなと思います。あと、洗濯機、エアコン、テレビ、それは全て年式、あとメーカー、大きさ、使い方の仕様書、いろんな内容によって値段が違いますので、それはメーカーに問合せしないと、ちょっと分からない内容になりますので、まず、こちらのほうの担当のほうに来てもらいまして、村内の業者さんも案内できますので、ご相談願えればなと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 6番議員さんにお答えいたします。

159ページから160ページの名倉山登山道の道路敷地の借上料についてでございますが、こちら3万1,931円、こちら令和3年度も同様の金額でございました。ただ、今現在、こちらが何メートルで何平米ということの詳細な数字は、ちょっと持ち合わせてございませんので、後ほど回答したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。11番。

○11番（武田悦子） 成果報告書、36ページ、2、1、6の公共交通運行事務事業に関する事で、通勤通学バス、デマンドタクシーとも運行されておりますが、この村民からの要望等々をお聞きして、運行の内容、検討していくというお話だったように覚えているんですが、これらについてはどのように進められてきたのか伺います。

次に、40ページです。

40ページ、2、1、6、⑦の再エネアグリプロジェクト事業、午前中の質問で、その先進地研修という中身は伺いました。では、様々、研修なり、会議なり行われた

上で、どのような方向性がつくられたのか、今後の見通しについても伺いたいと思います。

次が47ページ、2、1、10、④の（仮称）地域交流センター整備事業、これもワークショップ等々何回も行って先進地視察も行われたようではありますが、これの具体的にはどこまで今進んでいるのか、この中身について青写真というか、そういうのも示されましたが、それでもう決定なのかどうかについても伺いたいと思います。

50ページ、2、1、12、②の台湾交流事務事業、なかなかこのコロナで、交流がストップしたままでオンラインによる交流というのが行われているようですが、これ1回限りの交流だったのか、オンラインによる交流というのはね。今後、今年に行く予定があるというふうに伺っておりますが、このオンラインの交流というのは、子どもたちにとって、大変有効な交流だと思うんです。なので、これ今後とも進めていく予定になっているのかどうか。オンラインだと、いろんなところとつながれるので、台湾に限らず、そのほかのところともオンラインでつながれるのかなというふうにも思いますが、その辺も併せて伺えればと思います。

176ページ、175からですね。10、1、2、教育委員会事務事業管理運営に要する経費の中で、準要保護児童生徒援助金、18世帯、小学校で19名、中学校で11名とございます。ここに準要保護としか載っていないので、要保護の児童生徒はいないのか。この子どもたちの割合、子どもの総数からするとどのぐらいの割合になっているのか。また、準要保護の認定基準は、大玉村は幾つになっているのか、認定基準いわゆる要保護の1.何倍というのがありますよね、準用保護だと、それは幾つになっているのか。

178ページ、10、1、2、⑦の特別支援教育支援員配置、大玉村では、これだけ大山幼稚園1名、小学校、中学校と10名の支援員配置されておりますが、この大変子どもたちにとっても、保護者にとっても安心できる支援員の配置だというふうにも思っております。この支援員の数、年々増えているという状況から見れば、支援が必要とされる子どもたちの数というのは、かなり増えているのかなとも思うんですが、その辺の状況を伺いたいと思います。

最後に、182ページ、10、3、2、①教育活動事務事業の中で、部活動指導員報酬、これ外部講師の報酬かと思うんですが、この現在行われている部活動の種類と外部講師の人数を教えてください。

以上です。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 11番議員さんにお答えいたします。

成果報告書の36ページ、2、1、6、③公共交通運行事務事業に関するご質問でございますが、村民の要望を聞いてどのようにというようにございまして、この運行に関しましては、村民の方の要望、例えば車内でアンケートなり、要望を出していただいたりということで、これはタクシーの事業者のほうから、上がってくるような仕組みになっております。ただ、令和4年度については、運行内容を大きく変

えるような、要望とか何かというのはなかったということでございます。あと、直接住民の方からも電話をいただいたりしますが、これも公共交通の運行を変えるような要望というよりは、時間どおりに来ないとか、その場で解決できるようなことが多いございましたので、令和4年度については、要望の内容としては運行を変える、許認可を取り直すとかというような要望はなかったというふうなことでございます。

続きまして、40ページ、2、1、6、⑦再エネアグリプロジェクト事業に関するご質問でございます。

今後の見通しということでございますが、昨年度は、こちらの基本構想を策定しまして、その中では、それぞれの設備、施設の配置ですとか、あとはどういった作物が考えられるか、決定はしないでこういったものが考えられるんじゃないかというようなリストアップ、あとは再生可能エネルギーの種類、リストアップということでございますので、今後につきましては、まず第一に、財源の確保をしながら、この事業というか施設の運営体制の検討、あとは具体的な作物の検討、あとは再生可能エネルギーの種類の検討というのを、今年度、今現在、検討しているところでございます。

続きまして、47ページ、2、1、10、④（仮称）地域交流センター整備事業に関するご質問でございます。

こちら、今どこまで進んでいて、これで決定かというようなご質問でございますが、これも令和4年度については、基本構想を策定しておりまして、こちらで建物ですと、平面図ですとか、立面図等々を策定したところでございます。これで決定かということですが、基本構想でございますので、これからまた、住民の方ですとか、様々な意見取り入れながら、最終的には実施設計で固まっていくということになってございます。

あと続きまして、50ページ、2、1、12、②台湾交流事務事業のオンライン交流の件でございますが、令和4年度につきましては、こちら記載のとおり1回だけでございます。今後につきましては、今年度は、12月に大玉中から台湾のほうに行く予定で、今現在、事務手続を進めているところでございます。オンラインですが、確かに議員さんおっしゃられるとおり、対面での交流、あとはオンライン交流も有効かと考えますので、併用してできないかということ、今後検討してまいりたいと思います。

あと、この事業につきましては、次年度以降も継続してやってまいる予定です。

以上でございます。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 11番議員さんにお答えいたします。

まずは、成果報告書、176ページ、準要保護児童生徒援助費に関するご質問でございます。

まず、1点目の要保護児童生徒につきましては、昨年度はございませんでした。あと小学校、中学校の全児童生徒数に占める割合ということで、概数で申し上げますと、小学校では約3.5%、中学校では4%程度になるものと認識しております。あと認

定基準の中で、要保護児童の何%というものにつきましては、本村につきましては、その基準は適用しておりません。

続きまして、178ページの特別支援教育支援員の配置事業に要する事業のご質問です。

具体的な数字については、今、ちょっと手元にございませませんが、ここ数年、年々僅かに増加しているというように認識しております。

続きまして、182ページでございます。

部活動指導員に関するご質問ですが、昨年度、バスケットボール、バレーボールに1人ずつ配置をしました。なお、サッカー部のほうにも部活動指導員ということで配置はしておったんですが、結果的に休止の状態ということで、実際サッカーのほうは、活動はなかったという状況です。

以上です。

○11番（武田悦子） 再度お伺いいたします。

36ページ、公共交通、この皆さんの要望をお聞きする、利用している方の要望だけをお聞きしたのかなど、先ほどの答弁では感じたんですが、利用されていない方、コース、ここも走ってほしい、こっち側もという話があったように記憶しているんですが、それに関して、皆さんの声を聞く機会というのはあったんでしょうか。例えば、大山地区に朝晩の通勤通学バスは走らないのか等々の話があったかと思っておりますが、それに関して伺います。

47ページ、交流センター、これからも村民の声を聞きながら最終的には決定していくということですが、この村民の声というのは、ここに載っている、何でしたっけ、どこかにありましたよね、子育て支援センター検討委員会、この中にはこのワークショップ等々に参加された方が、またそこに入って、これまでの経験を生かして、しっかりと検討をしていくということになるのかどうか伺いたいと思います。

最後に、176ページの準要保護の適用基準、これは具体的には、どのようなことを適用基準としているのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えいたします。

36ページ、デマンドタクシーについては、老人クラブとお話をする機会とか、1年間を通していろいろお話を伺う機会があります、直接利用する方、しない方含めて。それから、サロン等でもその話が出ますので、結構広くお話は聞いているというふうに認識しておりますが、まずは、デマンドタクシーで言うと、二本松の社保病院とか、野地眼科にというお話がございますが、今の台数だと、少し、今でもしている運行の中でも、もう少し密にというようなお話も聞いていますので、2台では少し難しいなということで、今は外出支援で、足のない方には、役場のほうで保健センターのほうで、外出支援で、個別に社保病院とか野地眼科のほうにお送りしているということですが、これも一時しのぎと言えれば一時しのぎになります。

それから、大山地区については、実際、職員が早朝、車を走らせて西口まで行って

いるわけですが、前にもお話ししたとおり信号が約10個あります。これが全部、引っかかる黙って三十分～四十分遅れると。それから、すんなりいくと大変早く着いてしまうというようなことで、大山地区のコースで、一番のネックは時間が計れないということですので、通勤通学という形では少し無理があるかなというのが内部的な話であります。そうでないと、相当早く出発しなきゃいけないと。実際、玉井地区も乗っている方、数名です、運行しても。ですから、大山地区を走らせるという場合には、やはり本当に乗るかどうかということ、アンケート等を取る必要があるだろうと考えていますし、3台目の運行が前提になります。

ですから、その辺も含めて準備はしてきたわけですが、なかなか結論が出せない状況ということですので、それについては、引き続き台数増やしていければ、これは問題はないわけですが、かなり負担も大きくなるということもありますので、再度検討をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、交流センター、47ページにつきましては、基本設計ですので、基本構想ですので、基本構想の次には実施設計というのが出てまいりますので、その辺については、ただ、今までの役場の公共施設の建設からすると、非常に多くの方の意見を聞いたり、時間をかけてやってきたというふうに考えていますので、普通だったらこれでゴーサインが出ると、もっともっと早く出したいわけですが、前から言っているように財源の確保というのが、幾ら調べても、異次元の子育て支援をやりますと国が言っているのに、子育て支援センターに対する補助金、幾ら探しても700万円しかない。これについては、福島県選出の国会議員にも、どこが異次元ですかというお話をさせていただいております。

ただ、唯一可能性あるのが、国道交通省の2分の1補助というのが唯一の補助金になりますが、これについては、今年予算を頂いて、コンサルにかけています立地適正化の計画があります。大玉村にどういうものを造って、どこに住宅地を造るかという総合的な計画、これをつくれれば補助金が2分の1、出るということですので、それについては、今年と来年で、その計画、既に発注しておりますので、できるだけ早くその計画をやれば、これから村がやろうとしているものについては、2分の1、そして残りの2分の1のかなりの割合の起債が認められるということですので、現時点では、それに対応せざるを得ないのかなということですので。

村の木を使いましょうということですので、それについては、補助金の該当になるというようなことも、準備はもう万端進めてきているんですが、本当に補助金なしで造るのには、あまりにも負担が大き過ぎることなので、非常に残念です、申し訳ないんですが、もう少し時間をいただくということは、意見を伺う時間は十二分にあるということですので、それを有効に使っていきいたいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 11番議員さんに再度お答えいたします。

176 ページの準要保護に関するご質問です。

当村の準要保護の認定に関する基準で、まず一つは、要保護児童であった者が、その要保護が外れて間もない者、あとは児童扶養手当の支給を受けている者、あと各種税の減免措置を受けている世帯、それから非課税の世帯です。この非課税の世帯になりますが、あくまでも世帯という形で見ておりますので、両親のみならず同一世帯の中で支援を受けられるような状態であれば、両親が非課税という形でも該当にならない場合もございます。これは、世帯での非課税の状況です。それから、学校支払いの支払金の状況が悪い者というような基準になっております。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。11番。

○11番（武田悦子） 公共交通の部分で、なかなか大山地区、難しいというお話ございました、朝晩の通勤通学。通勤通学バスしか、それを利用するためにわざわざ親御さんが大山から玉井まで送ってきて、そこで使わせているという家庭もございます、現実にはね。なので、このもっとも村民の皆さんの声を聞いていただきたい、3台目つくる、つくらない以前に、皆さんの声がどの程度届いているのかなというのもありますので、本当に声を聞く機会をつくっていただきたいというふうにも思います。

交流センターに関しても、まだまだ時間はあるのでと村長おっしゃったとおり、もっとも皆さんの声を聞いて、実際にあそこでどういうふうな運営をされるのかと、具体的な中身というのも全然見えてこない中では、難しい部分もありますが、あそこを使いたいと思っている、願っている団体等々もあると思うんです。そういう皆さんの声なども聞きながら、進めていっていただきたいというふうに思います。質問ではありません、すみません。お願いします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答え申し上げます。

このデマンドタクシーのためだけに、その懇談会を開くというのもあるんですが、今現在、その村政懇談会を開いているのは、そういうことも含めて意見を聞きたいということもありますので、これからどういう方法で聞けるかと、大山の人たちの声を聞くとすると、大山地区でそのデマンドタクシーについてのという話になりますが、村政懇談会で、なかなか集まってこられないということで、使う予定の方が集まってくると感じるので、思っているよりも多くの方の話は聞いているつもりです。

大山に関しては、もう一つ悩ましいのは、本宮じゃなくて杉田に送ってくれという声のほうが大きいんですよ。そうすると、我々は、杉田に行って本宮に行つてという、駅に行つてということまで含めると、なかなかどういうふうに運行すればいいのかなということも検討課題が多いということで、杉田のほうは、本宮よりは信号少ないですから、時間は計算できるような気もしますが、その辺も含めて、十分に内容については理解をしているつもりですので、ただ、全てのことに對して、財源を投入していけるかということの、そういう悩ましい、これも現実なんですよ。経常収支比率が、

どんどん上がってまいります。あれもやってください、これもやってください、これもやってくださいということで、いろいろ要望が上がります。

ですから、優先順位として何をすればいいのかということも、やっぱり我々は内部で検討しなきゃいけないので、デマンドタクシーを運行している市町村は非常に少ないんですね。その中で2台を運行しているということも、まず評価をいただいて、そこから今度どこまで充足できるかということも含めて、内部でちょっと悩ましい検討をしているところがございますので、だから、やはり大山地区については、先ほど言ったように、杉田と本宮と、じゃ杉田だけ行きますかということになると、本宮駅を利用している郡山方面の方についてはとにかく困るということになって、なかなか選択としても難しいところがありますので、少しまだ時間、来年度に向けてありますので、検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。8番。

○8番（佐原佐百合） すみません、さっき、再質問の機会を逃してしまいましたので、さっきの続きになります。

今、ちょっとデマンドの話が出たのでというわけではないんですが、43ページ、質問の中で、2、1、7、②高齢者運転免許証自主返納の支援事業で質問していて、先ほどのお答えの中に、継続支援している方の聞き取りはできていないけれども、話によると使っていないという声があるというお話でした。使っていない、じゃそこで生活安全係のほうでは、意見をそこで受けて終わってしまうのか、実際、免許返納した方々は、夫婦で返納してしまうと足がないと言って、実際に、もう病院を変えられた方もいました。あとこれから、医大に通っている方は、自分たちはどうしたらいいんだろうと相談に行ったんだけど、外出支援は片方の方が生きているうちは、受けられないというふうに言われて帰ってきたそうです。今後、やっぱり運転免許証を返納する際にすごく不安を抱えています。

生活安全係だけではなくて、その意見を反対の課になってしまうんですが、政策推進課のほうにつないだりとか、その横のつながりとか、意見をつないでいく、もしくは政策をみんなと一緒にということ、もしくはこの検証をみんなでするとかということは、行わないのかお伺いいたします。

それから、145ページ、違う、ふれあい村民の森は何ページでしたっけ、ちょっと待ってください。154ページの6、2、1、④ふれあい村民の森の管理運営事務事業、先ほどモニターキャンプをしたというお話があったのですが、キャンプをやるということは伺っていましたが、具体的にどんなことを行って、どんな意見、次につながるようなキャンプだったのかお伺いします。

以上です。

○議長（押山義則） 住民生活課長。

○住民生活課長（後藤 隆） 8番議員さんの質問に再度お答えいたします。

143ページの免許返納に対するデマンドタクシーの利用券の配布と、利用率、あ

と連携ということのご質問でした。

確かに、利用者の方からいろいろお話聞いています。その中では、今のように足りないという方と、逆に家族の方に支援していただいているという方もいらっしゃいます。実際、462枚ということで報告させておりましたが、使った枚数は少ないのが現状ではあるんですけども、そういったところでいろんな意見については、担当課、政策推進課と、ちょっと連携は今までしてこなかったんですが、今後、協議を係としては考えたいというように思っています。ただ、生活安全係としましては、免許返納の代替ということなので、交通手段を支援するというので、今、考えているところなんですけど、今後は逆にそういった支援している家族への支援ということで、例えば、ちょっと議員さんからお話もいただいていたんですが、アットホームの入浴券の補助とか、いろいろな支援の方法もあると思うので、今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

先ほど、村民の森のほうで、モニターキャンプを実施したというふうなことでお答えをさせていただきました。参加者の方、数グループであったわけですが、村民の森の持つポテンシャルというものは感じられるようなコメントはいただきました。しかしながら、夜間の管理でありますとか、トイレの関係でありますとか、それから、テントを張る際、あるいは居場所となるウッドデッキ、そういったものに課題があるというふうなことで、これについては、今後検討を進めてまいりたいというふうなことでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 8番さんにデマンドタクシーの利用券の件で、これ総額5万5,000円ということで、免許返納の方に現金をお渡しして、そしてあとデマンドタクシー券を渡しているということで、現実的に毎年50枚ずつ150枚、4万5,000円、現金が1万で合わせて5万5,000円ということを差し上げるということで始まったところですが、確かにデマンドタクシー券が残って使えないと、家族も、それは本人しか使えないことに一応なっていますので、なかなか無駄になってしまうということは前々からありましたので、先ほど課長言いましたように、これについて、少し新年度の予算編成までの間に、この150枚のデマンドタクシー券をどうするかを少し検討させていただきたいと思っておりますので。

それから、何だっけ、例えば老老世帯とか独り暮らしの高齢者、その南東北病院行ったり、医大に行ったりというときに、タクシーを使って行くとなると大変非常に高額になるということと、それを補助するというのは、村のほうでもなかなか大変だということもありますので、制度的にボランティア有償のタクシーではありませんが、有償ボランティアで乗せていくというような制度も制度化されておりますので、これ

は陸運事務所の正式な許可を必要としますので、有償外出支援という形の制度の少し研究をさせていただいて、そういう形で若干遠いところ、南東北病院とか、医大ぐら
いまで行けるような制度がつかれないかどうかと、これについては村のほうで応分の
負担をするということになるかと思います、その辺の制度について少し研究をさせ
ていただいで、確かに老老世帯、車のない世帯は、どうやって行くんだとなれば、こ
れ、タクシー以外には方法ないので、少しその辺については実施に向けて検討をさせ
ていただきます。

以上です。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 様々な制度、研究していただいで検討していただければと思いま
す。私としては、村の予算がないのも分かるのですが、村民の方が我慢、何だろう、
村民の方が妥協してしまうというの、どうなのかなという思いから質問させていた
だきました。ぜひよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございせんか。9番。

○9番（鈴木康広） じゃ、2点お願ひします。

178ページ、10、1、2、⑧小中学校非常勤講師配置事業について、これは執
行成果のほうなんです、執行状況については、非常勤1人、あと各小中学校にそれ
ぞれスクール・サポート・スタッフを1人ずつということで、成果として教員がより
児童生徒の指導や教材研究に充足することができたという成果があるんですが、この
評価から考えると、継続すべき事業というふうに評価されているのかと思うんですが、
その評価がどういう状況かと、あと現在どうなっているかを伺いたひと思ひます。

次に、179ページ、10、1、2、平和教育推進事業のほうなんです、これに
ついても、執行成果のほうで、去年はコロナウイルスのために動画配信により研修の
成果を報告することになったと、成果として広く平和への願ひを届けることができた
という形に書いてあります。当然、これ、多くの人に知ってもらふことが事業目的に
合致するかと思うんですが、今年も9月26日、この事業を行うと思うんですが、そ
の内容について動画配信等を考へているかと、すみません、去年の動画配信の範囲、
どういうところに動画配信したかについてもお願ひしたいと思ひます。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 9番議員さんにお答ひいたします。

まずは、178ページ、中学校の非常勤講師等配置事務事業です。

評価というご質問でございしましたが、そこの成果に上げましたとおり、非常勤講師
は小学校のほうに配置させていただいて、あとスクール・サポート・スタッフは各小
中学校に1名ずつ配置させていただきました。昨年度も、県配置のスクール・サポー
ト・スタッフもおった状況であり、先生方のこういった事務の支援等行うことによっ
て、一定の効果があつたかなというふうに評価してあります。現在の状況でございま
すが、本年度同様に、非常勤講師は小学校に1名、中学校に1名の2名、配置をして

おります。また、スクール・サポート・スタッフにつきましても、県配置が各校に1名ずつ、なおかつ村独自の配置も、各校に1名ずつということで配置をさせていただいている状況です。

続きまして、179ページ、平和教育推進事業でございます。

昨年度の動画の配信というお話でございましたが、すみません、こちらにつきましては、世帯全部にという形ではなくて、保護者と関係者に対して動画配信を行ったということでございます。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

9番。

○9番（鈴木康広） 今年の9月26日については、動画配信等は考えているのかどうかも伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 9番議員さんに再度お答えします。

すみません、答弁漏れまして、申し訳ございませんでした。

今月、9月末に広島の報告会を予定しております。今回につきましては、コロナ前と同様に報告会を開けるということで、こちらのほうも広く村民の方においでいただくような形で進めてまいりたいと考えておる状況から、動画配信のほうは現時点では計画しておりません。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。1番。

○1番（館下憲一） 歳入歳出の決算書のほうで、67ページ、畜産業の中段になりますが、14の工事請負費について支出されていないので、それらの理由をお願いします。

次のページの69ページ、下段、林業振興費になりますが、18の負担金補助金が半分程度残っておりますが、それらの内容を伺います。

それから、成果報告書の54ページになりますが、上段のマイナンバーカード普及販売促進の商工観光の係の関係になります。これ非常に好評で、私も大分利用させてもらいましたが、まだマイナンバーカードのほうも普及していない部分もあるのかなと思いますけれども、次年度に向けて、これらに同等とまでいなくても、これに似たようなそういった物価高騰対策等の何かそういう政策を、今考えているかお伺いします。

以上です。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 1番議員さんにお答えいたします。

歳入歳出決算書、67ページの畜産業費の14、工事費の150万円の決算未支出でございますが、こちらにつきましては、堆肥センターの外部階段、もみ殻の内容の昇降階段のほうの設置を予定してございました。ただ、折からの物価高騰によりまして、金属価格が非常に高騰してしまいまして、見積り取った時点と、実際予算を支出

する時期との間で、予算が大分、見積りが大分上がってしまいまして、こちら支出をしなかったものでございます。

すみません、決算書の68ページの林業費の18、負担金の補助金、こちらも支出が半分程度残っているということでございますが、ちょっと今こちら調べておきますので、次の成果報告のほうに回答を部長にお願いします。調べておきます。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 1番議員さんにお答えをいたします。

成果報告書、54ページのマイナンバーカード普及販売促進事業に関連してのご質問でございますけれども、これに関しては、マイナンバーカードの普及あるいは村内の消費拡大という点で、大変大きな効果があったものというふうに考えてございます。今後でございますけれども、この事業に関しましては、国の臨時創生交付金、これらを財源として行ったものでございまして、今後の財源等々に関しましては、そのまま実施をするということは、少々難しいのかなというふうに考えてございます。議員ご指摘のように、資材高あるいは燃油高、決着がついたような状況ではございませんので、今後とも村内の商工業の皆さん、あるいは住民の皆さんのお声をお聞きしながら、このような制度あるいは事業について、必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号「令和4年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終了いたします。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後3時05分といたします。

（午後2時51分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後3時05分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 議案第61号「令和4年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、議案第61号「令和4年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終了いたします。

議案第62号「令和4年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(押山義則) 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、議案第62号「令和4年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終了します。

議案第63号「令和4年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(押山義則) 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、議案第63号「令和4年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終了します。

議案第64号「令和4年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長(押山義則) 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(押山義則) 異議なしと認めます。

よって、議案第64号「令和4年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終了します。

議案第65号「令和4年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。
質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号「令和4年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終了します。

議案第66号「令和4年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を行います。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。
質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号「令和4年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終了します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。
質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号「令和4年度大玉村水道事業会計決算認定について」の質疑を終了します。

○議長（押山義則） 以上で総括質疑は終了いたしました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第3、令和4年度歳入歳出決算認定議案の委員会付託を行います。

お諮りします。

令和4年度歳入歳出決算認定議案である議案第60号から議案第67号までについては、議長を含む12人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号から議案第67号までの令和4年度歳入歳出決算認定議案については、決算審査特別委員会に付託することに決定しました。

ここで、委員会条例第8条第1項の規定に基づき決算審査特別委員会を招集いたしますから、直ちに委員会条例第7条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

なお、人選の結果については、議長に報告願います。

委員会の会場については、議場といたします。

ここで、議事運営の都合により、暫時休議をいたします。再開は午後3時30分といたします。

(午後3時12分)

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

(午後3時30分)

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 決算審査特別委員会委員長、副委員長の互選の結果について、事務局長より報告させます。事務局長。

○議会事務局長（矢崎由美） 命により、報告いたします。

決算審査特別委員会委員長、館下憲一議員、副委員長、渡邊啓子議員、以上、報告といたします。

○議長（押山義則） 決算審査特別委員会の委員長、副委員長については、事務局長が報告したとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

先ほど決算審査特別委員会に付託いたしました議案第60号から議案第67号までの令和4年度歳入歳出決算認定議案については、会議規則第46条第1項の規定により9月20日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会審査結果の報告につきましては、9月20日までに議長に報告願います。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後3時31分)